

東京都農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和5年6月

東京都では、都市地域とその周辺地域においては、地産地消など消費者に近い優位性を活かした農業が展開され、山村地域や島しょ地域においては、豊富な流水や温暖な気候等の自然環境を活かした特産物の生産が行われており、加えて、これらは観光資源にもなるなど、それぞれの地域で特色ある農業が営まれている。

一方、都においても農業従事者の高齢化と減少が進んでおり、農地を保全し、活用していくには、経営改善に意欲的な農業者をはじめ、新たに農業経営を営もうとする者や農業参入を希望する法人など、東京ならではの裾野の広い多様な担い手を育成、確保しながら、担い手への農地の集積・集約化を図っていくことが重要である。

そこで、都では、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を設置し、市町村（農業委員会を含む）、農業協同組合、公益財団法人東京都農林水産振興財団などの関係機関（以下「関係機関」という。）と連携しながら、都が展開する農地流動化施策と合わせて農地中間管理事業を推進するため、以下に基本方針を定めるものとする。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

項目	現在(令和4年度)	おおむね 10 年後
耕地面積①	6,290 ha	6,040 ha
担い手が利用する面積②	1,633 ha	1,980 ha
担い手の集積割合(②/①)	26.0 %	32.8 %

※ 都では、市街化区域内の農地が全体の約6割を占めるため、農地の流動化と併せて認定農業者を増やして集積割合の増加を図る。

2 1の目標以外の農地の中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

地域計画の実現にむけて、機構を軸としながら、都、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組む。また、担い手の不足している地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、小規模な経営体を含めて、新規就農を促進していく。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 都が指定する機構を担い手への農地集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置付け、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 各市町村における地域計画と連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

- (1) 機構は、市町村に農用地利用集積等促進計画案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 農業協同組合、土地改良区、民間企業等については、その能力、実績等からみて、機構から委託された業務を適切に行うことができると認められる場合には、委託ができるものとする。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

地域計画の作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理事業の活用方法等について周知徹底を図り、担い手への農地の集積・集約化を促進する。

なお、地域計画を策定し、公告した区域においては、当該計画の達成に向けて、農地中間管理事業による貸借を基本として取り組む。

6 関係機関との連携及び協力に関する事項

- (1) 農地の集積・集約化と遊休農地の解消に向け、関係機関と機構は一体となって農地中間管理事業を推進する。
- (2) 機構、都、関係機関等で構成する連携・協力会議を設け、農地中間管理事業の円滑な実施を図る。